

2019年10月08日

瀬戸内海環境保全小委員会（10/8）
瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議 発言文

瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議の幹事を務めています田沼です。本日は、発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

はじめに、岡田委員長をはじめ、委員の皆様、そして、環境省の皆様には、瀬戸法の豊かな海に向けてご尽力をいただき、感謝申し上げます。私達漁業者も、瀬戸内海を豊かな海にするために、様々な資源管理に取り組みながら、日々操業しています。しかしながら、豊かな海にするためには、漁業者の力では及ばない、沢山の課題があります。

この度は、瀬戸内海に関係する10府県の漁連・漁協で、豊かな海にするための課題について、まとめた資料をお配りしています。この書類は、瀬戸内海再生議員連盟に対して、今年の3月に提出したものです。内容が多いので、今回は、沿岸域の保全をテーマにして、5つの話をさせていただきます。

資料2ページをご覧ください。「沿岸域の良好な環境の保全」に関する内容です。

沿岸は、様々な小さな生き物の棲みかであります。その藻場や干潟などが生き物にとって必要不可欠であることは、あらためて言うまでもない話かと思いますが、しかしながら、現実には、予算の都合や、あるいは、港湾であるため、改善できないなど、埋め立てが進んだ都市部を中心に、取り組みが進んでいない状況です。生き物を沢山育むことができる沿岸域となるよう、藻場や砂浜の造成、傾斜護岸や石積み護岸、生物の棲みかとなる構造物を設置するなど、計画的に、より広い範囲で実行していただきたく、お願いいたします。

さらに、昔、海砂が採取された海底では、砂が無くなって、地盤がむき出しのまま放置されている海域があったり、また、深掘り後では、貧酸素水塊の発生場所となり、潮流によって移動すると、浅瀬を中心に海底の生物の大量死をもたらしていますので、良好な河川の浚渫土砂を利用するなど、早急な対策をお願いいたします。

次に「栄養塩と漁獲量」に関する内容です。この小委員会で6月にまとめられた「湾灘毎の水環境の現状と課題」に基づきまして、貧栄養と富栄養、そして、栄養塩の偏在化問題を、湾灘毎に解消するため、湾灘毎が求める全窒素・全リンの下限値を設けるなど、瀬戸法を再度、改正していただきますよう、お願いいたします。

特に、それを達成するための施策として、下水道の栄養塩管理運転が効果的に実施されるための取り組みや、その効果を検証するため、周辺の水質や生物のモニタリングを、お願いいたします。

また、栄養塩の偏在化については、埋め立てや防波堤などによって、沿岸の潮通しが悪くなると、沿岸では富栄養化や海底のヘドロ化がおきる一方で、その沖では貧栄養化もすすみます。不必要な埋め立ては行わないことは当然ですが、そのような埋立が進んだ場所では、潮通しをよくする対策を実施していただきますよう、お願いします。

資料3ページをご覧ください。「赤潮と貝毒対策」に関する内容です。前回もお話ししましたが、豊かな海を目指していく上で、魚類養殖、藻類養殖、漁船漁業、いずれにとっても良い海であるためには、栄養塩は高すぎても、低すぎても良くなく、湾灘毎の漁業実態を踏まえて、バランスの良い、適正な栄養塩の管理がとても大切だと考えます。

栄養塩が高すぎると、赤潮が大発生しやすくなり、魚類養殖に被害を与えます。一方、栄養塩が低すぎると、ノリやワカメの色落ちやアサリやカキ、イカナゴ等の様々な生物のエサである植物プランクトン不足につながり、海に生き物を育てる力がなくなってしまいます。

そして、最近では、貧栄養化で珪藻が少なくなったせいか、貝毒プランクトンが蔓延して、大きな漁業被害を与えています。湾灘毎の赤潮や貝毒プランクトンのモニタリング体制を強化して、漁業被害を未然に防止する施策の実施をお願いいたします。

また、大阪湾では、貝毒対策として、海底耕耘を行うことで、珪藻の発生をうながして、貝毒プランクトンの増殖を抑えることができないかと、取り組みを始めています。この取り組みへの科学的な調査の支援や貝毒の発生抑制や防除のための研究と対策を早急に講じていただくようお願いいたします。

資料5ページをご覧ください。「海ごみ」に関する内容です。海ごみのほとんどは陸から海へ流れたごみです。これらは、魚介類に悪影響を与える上、操業の支障となっています。特に、海底に溜まった海ごみを効率的に回収できるのは、底曳網などの漁業者だけと考えています。国の責務として、普段から海ごみを回収・処分できる体制の構築と、費用の負担をお願いいたします。

香川県では、底曳網の漁業者が海底ごみを回収して、県と市が処分費用を負担している事例があります。このような取組を他県でも実施するように、国で法制化し早急な対策を講じていただきたいと思えます。

最後に、瀬戸法が改正されて、湾灘毎の豊かな海を目指すこととなったにも関わらず、環境保全の県計画はあるものの、未だ湾灘協議会が設置されていない県や海域があります。早急に全ての地域で湾灘協議会を設置し、湾灘計画を策定の上、豊かな海を目指す取組が進むよう、国からの支援をお願いします。

以上、私からの発言とさせていただきます。よろしく申し上げます。